

社会福祉法人伊呂波福祉会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

障害福祉サービス事業の経営

相談支援事業の経営

生計困難者に対する相談支援事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人伊呂波福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、経済的に困窮する者を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大分県宇佐市大字四日市3555番地の7に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、事務局員1名、外部委員2名の合計5名で構成する。

- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の2名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が150,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必

要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
- (2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(相談役)

第16条 この法人に、相談役を置く事が出来る。

- 2 相談役は、評議員会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 相談役は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第18条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第20条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第21条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第22条 理事及び監事に対して評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会にお

いて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職 員)

第23条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長、他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構 成)

第24条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第25条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第26条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第27条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時は除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第29条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) 大分県宇佐市大字麻生字平307番1所在の

ほろんの郷敷地 1筆 (1, 307. 27平方メートル)

大分県宇佐市大字麻生字平308番1所在の

ほろんの郷敷地 1筆 (591. 00平方メートル)

大分県宇佐市大字四日市字小田尾3553番1所在の

ほろんの郷四日市敷地、グループホーム信友荘敷地、ケアホーム豊湧荘敷地 1筆 (1, 541. 44平方メートル)

大分県宇佐市大字麻生字宮ノ本331番2所在の

宅地 1筆 (99. 17平方メートル)

大分県宇佐市大字麻生字宮ノ本331番3所在の

宅地 1筆 (145. 45平方メートル)

大分県宇佐市大字麻生字宮ノ本332番1所在の

宅地 1筆 (82. 64平方メートル)

大分県宇佐市大字四日市字池の奥3582番4所在の

宅地 1筆 (527平方メートル)

大分県宇佐市大字四日市字台の原3297番1所在の

雑種地 1筆 (1, 087平方メートル)

大分県宇佐市大字東高家字初田12番所在の

田 1筆 (2, 597平方メートル)

大分県宇佐市大字東高家字初田16番所在の

田 1筆 (1, 520平方メートル)

大分県宇佐市大字四日市字小田尾3555番7所在の

宅地 1筆 (736. 41平方メートル)

大分県宇佐市大字四日市字小田尾3554番2所在の

宅地 1筆 (548. 71平方メートル)

大分県宇佐市大字四日市字小田尾3553番7所在の

宅地 1筆 (609. 47平方メートル)

(2) 大分県宇佐市大字麻生字平307番地1所在の

- 家屋番号 307 番 1 木造瓦葺平家建
ほろんの郷園舎 1 棟 (573.28 平方メートル)
- 大分県宇佐市大字麻生字平 308 番地 1 所在の
家屋番号 308 番 1 軽量鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建
ほろんの郷作業棟 1 棟 (108.81 平方メートル)
- 大分県宇佐市大字四日市字小田尾 3553 番地 1 所在の
家屋番号 3553 番 1 の 2 鉄骨造スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建
ほろんの郷四日市園舎
1 棟 (175.65 平方メートル)
- 大分県宇佐市大字四日市字小田尾 3553 番地 1 所在の
家屋番号 3553 番 1 の 4 鉄骨造スレートぶき平家建 ほろんの郷四日市作業所
1 棟 (193.18 平方メートル)
- 大分県宇佐市大字四日市字小田尾 3553 番地 1 所在の
家屋番号 3553 番 1 の 3 鉄骨造スレートぶき平家建 ほろんの郷四日市作業所
1 棟 (193.18 平方メートル)
- 大分県宇佐市大字四日市字小田尾 3553 番地 1 所在の
家屋番号 3553 番 1 の 5 鉄骨造スレートぶき平家建 ケアホーム豊湧荘
1 棟 (147.23 平方メートル)
- 大分県宇佐市大字四日市字小田尾 3553 番地 1 所在の
家屋番号 3553 番 1 木造瓦葺平家建 グループホーム信友荘
1 棟 (49.63 平方メートル)
- 大分県宇佐市大字四日市字小田尾 3555 番地 7 所在の
家屋番号 3555 番 7 木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 事務所
1 棟 (142.63 平方メートル)
- 大分県宇佐市大字四日市字小田尾 3554 番地 2 所在の
家屋番号 3554 番 2 木造セメント瓦葺 2 階建 寄宿舎
1 棟 (1 階 248.98 平方メートル)
(2 階 230.49 平方メートル)
- 大分県宇佐市大字四日市字小田尾 3553 番地 7、 3553 番地 1 所在の
家屋番号 3553 番 7 木造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建 共同住宅
1 棟 (1 階 218.61 平方メートル)
(2 階 218.61 平方メートル)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 37 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第30条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、宇佐市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、宇佐市長の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第32条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第33条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供すると共に、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の

閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第34条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第35条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第36条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第37条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業(日中一時支援事業)
- 2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得なければならない。

(剰余金が出た場合の処分)

第38条 前条の規定によって行う事業から剰余金が生じた場合は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業に充てるものとする。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、宇佐市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を宇佐市長に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人伊呂波福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	麻 生 浩 一
理 事	濱 口 誠 一
〃	松 原 正 次
〃	新 谷 正 敏
〃	溝 江 慎 也
〃	江 口 澄 信
監 事	菅 野 俊 光
〃	中 村 昭 弘

平成10年	7月22日施行	
平成13年	2月8日改正	定款変更認可 指令障福第1107号 社会福祉事業の追加（四日市分場、グループホーム） 基本財産の追加（ほろんの郷園舎）
平成13年	7月25日改正	定款変更認可 指令障福第91-8号 定款準則の改正に伴う変更 基本財産の追加（ほろんの郷作業棟）
平成13年	8月10日改正	定款変更認可 指令障福第91-9号 社会福祉事業の追加（児童、障害者短期入所事業）
平成14年	3月18日改正	定款変更認可 指令障福第91-18号 監事の増員（2名→3名） 評議員会の設置
平成17年	1月28日改正	定款変更認可 指令障福第70号-16 事業追加による第1条目的変更 定款準則の改正に伴う変更 名称の変更（社会福祉医療事業団→独立行政法人福祉 医療機構）
平成17年	4月18日改正	定款変更認可 指令障福第18号-6 名称の変更（ほろんの郷→ほろんの郷麻生）
平成17年	8月12日改正	定款変更認可 指令障福第18号-19 「ほろんの郷四日市分場」の設置経営の削除 「短期入所事業」施設名の変更 定款準則の改正に伴う変更 監事の減員（3名→2名） 基本財産の追加（ほろんの郷四日市敷地、園舎）
平成18年	8月24日改正	定款変更認可 指令障福第82号-10 社会福祉法第2条の改正に伴う変更（障害福祉サービス 事業への変更）
平成18年	10月1日改正	定款変更認可 指令障福第82号-18 事業体系移行による廃止（第1種社会福祉事業の廃止） 事業体系移行による改正（ほろんの郷四日市の追加）

平成19年 2月 8日改正	定款変更届 障福第 2555 号 基本財産の追加 (麻生宅地 331 番 2、331 番 3、332 番 1)
平成19年 11月 9日改正	定款変更認可 指令障福第 2477 号 基本財産の追加 (ほろんの郷四日市体育館、ほろんの郷 倉庫) 事業の追加 (公益を目的とする事業)
平成21年 4月 1日改正	定款変更届 基本財産の追加 (四日市山林)
平成23年 1月 24日改正	定款変更認可 指令障福第 2308 号 障害福祉サービス事業所名削除 事業の追加 (相談支援事業)
平成23年 4月 12日改正	定款変更認可 指令障福第 20 号 合筆による基本財産 (土地) の増加 (ほろんの郷四日市、グループホーム信友荘、ケアホーム 豊湧荘 1 筆) 基本財産の追加 (四日市台の原雑種地) 基本財産 (建物) の追加 (グループホーム信友荘 49.63 平方メートル) 基本財産の増加 (ほろんの郷四日市園舎、ケアホーム豊 湧荘) 四日市合筆による地番・種類の改正
平成24年 10月 25日改正	定款変更認可 指令障福第 26 号 登記簿謄本 (土地・建物) に合わせた字句の追加、削除 及び変更 基本財産の追加 (田)
平成24年 12月 20日改正	定款変更届 障福第 2843 号 法人事務所所在地変更
平成25年 2月 12日改正	定款変更届 障福第 3187 号 基本財産の追加 (法人事務所宅地及び建物)
平成25年 4月 30日改正	定款変更認可 福祉指令第 2 号 語句の変更 (大分県知事→宇佐市長) 日中一時支援事業に係る法律名の変更

平成26年 7月 8日改正	定款変更届 福祉第0708006号 基本財産の追加（グループホーム実里宅地、グループ ホーム実里建物）
平成27年 6月 8日改正	定款変更認可 福祉指令第3号 条文の新設（相談役）
平成27年10月30日改正	定款変更認可 福祉指令第11号 事業の追加（生計困難者に対する相談支援事業）
平成28年 6月 2日改正	定款変更届 福祉第0602001号 基本財産の追加（グループホーム信友荘宅地、建物）
平成29年 2月 27日改正	定款変更認可 福祉指令第10号 社会福祉法改正に伴う定款の変更
平成30年12月 4日改正	定款変更認可 福祉指令第9号 第1条 字句の追加（の経営） 第11条 字句の追加（1回開催） 第16条・第33条 字句の訂正（議決→決議、付→附） 第32条 条文内容の変更（評議員会の承認を削除）
令和 元年 7月18日改正	定款変更認可 福祉指令第7号 第8条 字句の追加（各年度の総額が150,000円を超え ない範囲で） 附則 変更した内容の詳細を追加
令和 5年 4月25日改正	定款変更認可 福祉指令第1号 第7条 任期の変更（評議員の任期6年以内→4年以内）